

HACKPOP 入会約款



目次

(契約の成立)	2
(役務の提供及び対価の支払)	2
(入会金の取扱い)	2
(申込の取消)	2
(学習指導の形態)	2
(学習指導の開始日)	2
(学習指導の実施場所)	2
(レンタル備品の利用)	2
(レンタル備品の返却)	3
(レンタル備品の紛失・破損等)	3
(関連商品)	3
(申込み後のクーリング・オフ等)	3
(中途解約)	3
(契約内容の変更)	4
(遅刻・欠席の取扱い)	4
(禁止事項)	4
(中途退校について)	4
(退校処分)	4
(個人情報保護)	4
(紛争の解決)	5

HACKPOP 入会約款

(契約の成立)

第1条 入会申込者（以下甲という）は、入会申込書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、株式会社ネクストワン（以下乙という）に対して入会及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、特定商取引に関する法律（以下「法」と記す。）に基づく契約が成立します。また、HACKPOPは、株式会社ネクストワンの事業です。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 乙は、甲が申込書記載した生徒（以下生徒という）に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した入会申込書記載の内容の役務を提供します。

2 甲は、入会金、授業料、その他入会申込書に記載された金額、方法により納入期限までに支払うこととします。

3 月額授業料は、前払いとし、甲は、翌月の月額授業料を当月20日までに乙が定める所定の方法で支払うこととします。手数料等が発生した場合は、甲の負担とします。

(入会金の取扱い)

第3条 乙が甲から受領した入会金は、学習に使用する教材費用および設備使用料・維持費用に充当します。

2 入会金は、上記1項の費用に充当しますので、学習開始後の返金はいたしません。

(申込の取消)

第4条 入会申込書に記載された期日までに甲からの「初回お振込金額」の入金が確認できない場合は、入会を取消いたします。

(学習指導の形態)

第5条 契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

- 1) 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。
- 2) 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。

(学習指導の開始日)

第6条 本契約において、学習指導の開始日とは、契約書に記載した日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の入会の有無を問わないものとします。

(学習指導の実施場所)

第7条 乙は、入会申込書記載の住所において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

(レンタル備品の利用)

第8条 甲は、乙に貸し出されたレンタル備品等を生徒に利用させることができます。

(レンタル備品の返却)

第9条 甲は、本契約が解除されるか、乙が返却を請求する日のいずれか早い期日までに第8条で利用を許可されたレンタル備品等を返却しなければなりません。

(レンタル備品の紛失・破損等)

第10条 甲は、第8条で利用を許可されたレンタル備品等について、生徒が紛失または破損等した場合は、速やかに乙に届け出なければなりません。なお、該当の備品等について、乙が生徒以外の第三者が利用することが不能であると判断した場合には、損害を賠償しなければなりません。損害賠償の方法については、別途協議するものとしします。

(関連商品)

第11条 学習指導に付随して必要となる関連商品（教材等書籍、記録媒体等、電池など）の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとしします。

(申込み後のクーリング・オフ等)

第12条 甲は、本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。

2 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって契約を解除することができます。

3 第1項及び前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

4 第1項及び第2項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

5 第4項の契約解除の申出先は事業主体のとおりです。

6 第4項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

7 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(中途解約)

第13条 乙は、第12条第一項に定める期間の経過後、甲から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとしします。

- 1) 学習指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、上限一万一千円迄の初期費用、提供された役務の対価及び二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額
- 2) 学習指導開始前である場合、前号に定める初期費用
 - 2 前項の役務の対価の単価は月をもって計算するものとしします。
 - 3 第1項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは

媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

- 4 第3項の契約解除の申出先は事業主体のとおりです。
- 5 第3項の契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、乙は甲に当該金額を返還するものとします。
- 6 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- 7 返還金のある場合は、甲の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

(契約内容の変更)

第14条 甲は、契約内容に変更が生じた場合には、すみやかに乙に届け出るものとし、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとします。変更の届け出を怠ったことによる不利益は、すべて甲に帰属します。

(遅刻・欠席の取扱い)

- 第15条 乙及び生徒が授業を欠席、又は遅刻される場合、緊急かつやむを得ない場合を除き、事前に相手方に必ず連絡するものとする。
- 2 生徒が体調不良、学校行事、クラブ活動などで授業を欠席した場合、振替授業を行いません。
 - 3 乙の一方的な都合で授業が実施されなかった場合、後日、振替授業の日程を提示します。振替授業を欠席する場合、理由の如何を問わず、授業料の返金は致しません。

(禁止事項)

- 第16条 甲及び乙は、授業中は生徒の学習指導に専念するものとし、学習指導に関係のない活動(勧誘、私的教材の販売などの営利行為)を行ってはならない。
- 2 甲及び乙は、各種ハラスメント行為(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、罵詈雑言などの言動)は行ってはならない。

(中途退校について)

第17条 中途退校については、甲が乙に、退校を希望する月の前月末日までに、退会申込書の提出をすることとします。

(退校処分)

第18条 乙は、甲または生徒がいずれかの項目に該当する場合、当該生徒に事前に何ら通告することなく、本契約を解除し、退校とします。

- 1) 入会申込書に記載された事項に虚偽の申告があり、学習継続にふさわしくないと判断した場合
- 2) 乙が請求する入会金、月額授業料、その他授業継続に必要な費用の支払いが遅れ、滞納が2ヶ月となった場合
- 3) 犯罪行為、非行行為、本入塾約款に反する行為等、生徒として不適当と判断する場合

(個人情報保護)

第19条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

- 1) 生徒管理
- 2) 出席管理(入退室管理含む)
- 3) 業務管理

- 4) 受験情報提供等
 - 5) 各種案内等
- 2 本契約に際し、乙が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。
- 3 個人情報に関するお問い合わせ
- 1) 個人情報お問合せ窓口責任者
雄城 卓
 - 2) 個人情報に関する責任者/個人情報保護管理者
村田 剛基
 - 3) 電話番号
03-5485-3400 (受付時間：平日 09:00～17:30)
 - 4) FAX 番号
03-3797-5145
 - 5) 住所
〒150-0011 東京都渋谷区東 3 丁目 16 番 1 号 ベルザ恵比寿ビル

(紛争の解決)

- 第 20 条 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- 2 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

※本約款上に定める関連商品販売業者の名称、住所、電話番号、代表者氏名は入会申込書の事業主体の通りです。

以上

令和 1 年 6 月 20 日施行
令和 2 年 3 月 24 日改訂